募集要項等に係る第2回質問に対する回答

■事業契約書（案）

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	事業契約書（案）	近隣対策 第三者損害	19 ・ 23	第5章	第37条 ・ 第47条						頁19第1節 （本施設の建設に伴う近隣対策） 第37条 2「事業者は、自らの責任及び費用負担において～」 頁23第5節 （本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害） 第47条 「ただし、その損害賠償額のうち熊谷市の責めに帰すべき事由により～」 事業者の責めに帰すべき内容ではない場合は、熊谷市負担と考えてよろしいでしょうか？	熊谷市の責に帰すべき内容、及び第37条6項並びに第47条1項に熊谷市が負担することを規定する内容に関しては、熊谷市が負担します。また、不可抗力に起因する内容に関しては、熊谷市は第97条の規定に従い損害を負担します。 上記以外の内容に関しては、事業者の負担という認識です。
2	事業契約書（案）	業務報告	28	第7章	第61条						「月報及びセルフモニタリング報告書は毎月業務終了後7日以内に、年間報告書は事業年度終了後7日以内に、熊谷市に提出」とありますが、毎月の報告については1月の年始や5月の大型連休等を考慮し、7営業日以内に変更頂けないでしょうか。 また、年間報告書はどのような内容を想定されていますでしょうか。内容によっては4月7日の提出は現実的ではないと考えます。	前段について、ご提案を受け入れ「7営業日以内」に変更いたします。 後段について、年間報告書の内容は事業者の提案を基に協議して決定します。
3	事業契約書（案）	サービス対価B （割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				割賦元本の計算方法として、「上記ア記載の本施設整備に係る対価からサービス対価A1・A2・C・DAを控除した額」との記載がございますが、「上記ア記載の本施設整備に係る対価」および「サービス対価A1・A2・C・D」はいずれも「税込」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。5月14日公表の事業契約書（案）に関する質問への回答No.13を参照ください。
4	事業契約書（案）	サービス対価B （割賦支払）の改定	58	別紙2	3	(2)					サービス対価Bについて ③に記載あります着工日とは、学校配膳室改修工事を含めそれぞれどの時点のことをいいますか？ （確認例） 第1工区：水路付替工事着工日もしくは本体建屋着工日 改修工事：各学校改修工事着工日	第1工区については、「水路付替工事着工日又は造成工事着工日のいずれか早い期日」、「本体建屋着工日」、「令和10年4月1日」の時点で物価変動に伴う改定を行います。 学校配膳室改修工事に関しては、令和9年度施工分と令和10年度施工分に分け、それぞれ最初に着工する学校の着工日を基準に改定します。

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
5	事業契約書(案)	サービス対価B(割賦支払)の改定	58	別紙2	3	(2)	ア	②	a		「都市別指数(標準)・・・」とありますが、標準指数(東京)の指標で宜しいですか。また・・・「建築」「設備」の記載があり、使い分けが分かりませんのでご教授下さい。または「工事原価」の指数を採用しても宜しいでしょうか。	前段について、ご指摘ありがとうございます。修正します。 後段について、「建築」と「設備」の使い分けは下記のとおり想定しています。他の参照指標も含め、優先交渉権者との協議を踏まえ決定します。 「建築」:解体工事、建築工事 「設備」:電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など
6	事業契約書(案)	サービス対価F(固定料金)及びサービス対価G(変動料金)の改定	59	別紙2	3	(5)					サービス対価F・Gについて、当該年度及びその前年度の9月の埼玉県最低賃金を用いた改定を想定されていますが、最低賃金は直近30年間の大半の年で10月1日に改正されています。 したがって、この計算式では前年度10月と前々年度10月の指標で来年度のサービス対価を算出することとなり、直近の物価情勢を適切に反映できないと考えます。基準月の変更、または参照指標の変更をご検討ください。 なお、本文書59ページおよび77ページの表中に「サービス購入費」の文言が残っておりますので、サービス対価への統一をお願いいたします。	ご指摘ありがとうございます。 前段については、当該年度とその前年度の10月に公表される最低賃金を参照して改定するものと修正します。 後段については「サービス対価」に修正します。